明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔条　約〕
○日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定（一一）　二
〔省　令〕
○医療施設調査規則の一部を改正する省令（厚生労働一一六）　三
〔告　示〕
○日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の効力発生に関する件（外務三五五）　三
○日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定についての合意された議事録の署名に関する件（同三五六）
○学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する告示（文部科学一〇五）
○大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準の一部を改正する告示（同一〇六）
○動態調査の調査票の様式の一部を改正する件（厚生労働二七四）
〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　二三
裁判所
破産、免責、再生関係　二六
特殊法人等
独立行政法人国立病院機構令和四年度（第十九期事業年度）財務諸表、参加者事前確認公募（国立大学法人東海国立大学機構・国立大学法人名古屋工業大学）、中日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更関係　二八
地方公共団体
行旅死亡人関係　三〇
会社その他
会社決算公告　三一

本号で公布された法令のあらまし

◇日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定（条約第一一号）（外務省）

この協定は、一方の締約国の部隊が他方の締約国を訪問して協力活動を行う際の手続及び同部隊の地位等を定めるものであり、その概要は、次のとおりである。

1　「文民構成員」、「部隊」、「訪問部隊」等の定義を定める。（第一条関係）

2　この協定は、両締約国間における互恵的な防衛協力を実施するための枠組みを設け、並びに訪問部隊及び文民構成員の地位を定めることにより、当該防衛協力を円滑にすることを目的とする。（第二条関係）

3　接受国において、接受国の法令を尊重し、この協定の精神に反する活動を慎むことは、訪問部隊、その構成員及び文民構成員の義務である。このために必要な措置をとることは、派遣国の義務である。（第三条関係）

4　この協定は、両締約国が相互に決定して部隊が実施する協力活動であって接受国において実施されるものに関する事項について適用する。（第四条関係）

5　接受国は、派遣国からの事前の通報により、適当な場合には、外交上の経路を通じて、派遣国に対し、訪問部隊の船舶又は航空機による接受国の港又は飛行場へのアクセスの許可を迅速に与える。（第五条関係）

6　訪問部隊の構成員及び文民構成員は、入国及び出国に関連して接受国が定める手続に従うこと等を条件として、接受国への入国及び接受国からの出国に際し、査証を申請する要件を免除される。（第六条関係）

7　訪問部隊の構成員及び文民構成員は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、接受国の権限のある輸出入当局が執行する関係法令の適用を受ける。訪問部隊は、接受国の法令によって認められる範囲内で、専ら訪問部隊又は文民構成員の公用のためのものである全ての資材、需品及び備品を税の免除を受けて接受国に輸入することができる。（第七条関係）

8　接受国は、訪問部隊及び文民構成員が協力活動の実施のために必要とする施設、区域及び関連する役務へのアクセス並びにこれらのものの利用についての派遣国の要請に対処するために妥当な努力を払う。（第八条関係）

9　訪問部隊及び文民構成員は、接受国の部隊に適用される条件よりも不利でない条件で、接受国が所有し、管理し、又は規制する公益事業及び公共の役務を協力活動のために一時的に利用することができる。（第九条関係）

10　接受国は、派遣国の権限のある当局が訪問部隊の構成員及び文民構成員に発給した運転許可証等を公用車両の運転のために有効なものとして承認する。（第一〇条関係）

11　派遣国が与える専門的な、技術的な又は職業上の免許及び資格であって最新のかつ有効なものを有する訪問部隊の構成員及び文民構成員は、接受国内で関連する自己の公務を執行することを認められる。訪問部隊の構成員又は文民構成員である医療専門家は、接受国の事前の同意を得ることなく接受国において公衆のための治療を行ってはならない。（第一一条関係）

12　訪問部隊の構成員は、派遣国が発する命令によって認められ、かつ、接受国が承認する場合には、協力活動の実施のために武器及び弾薬を所持し、及び携帯することができる。（第一二条関係）

13　訪問部隊の構成員は、自己の公務を執行する間、自己の制服及び防衛隊の記章を着用することを許される。（第一三条関係）

14　訪問部隊は、接受国において協力活動を実施するため、接受国が決定する手続及び要件に従い、派遣国の責任において武器、弾薬、爆発物及び危険物を輸送し、保管し、及び取り扱うことができる。（第一四条関係）

15　接受国は、訪問部隊の構成員及び文民構成員の個人情報を保護するために適当な措置をとる。（第一五条関係）

16　訪問部隊の構成員又は文民構成員のために接受国が提供し、又は行う治療又は医療搬送は、両締約国が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、全費用回収の原則に基づくものとする。（第一六条関係）